

# コンパクト・エコシティ推進計画に掲げる 事業の進捗状況について

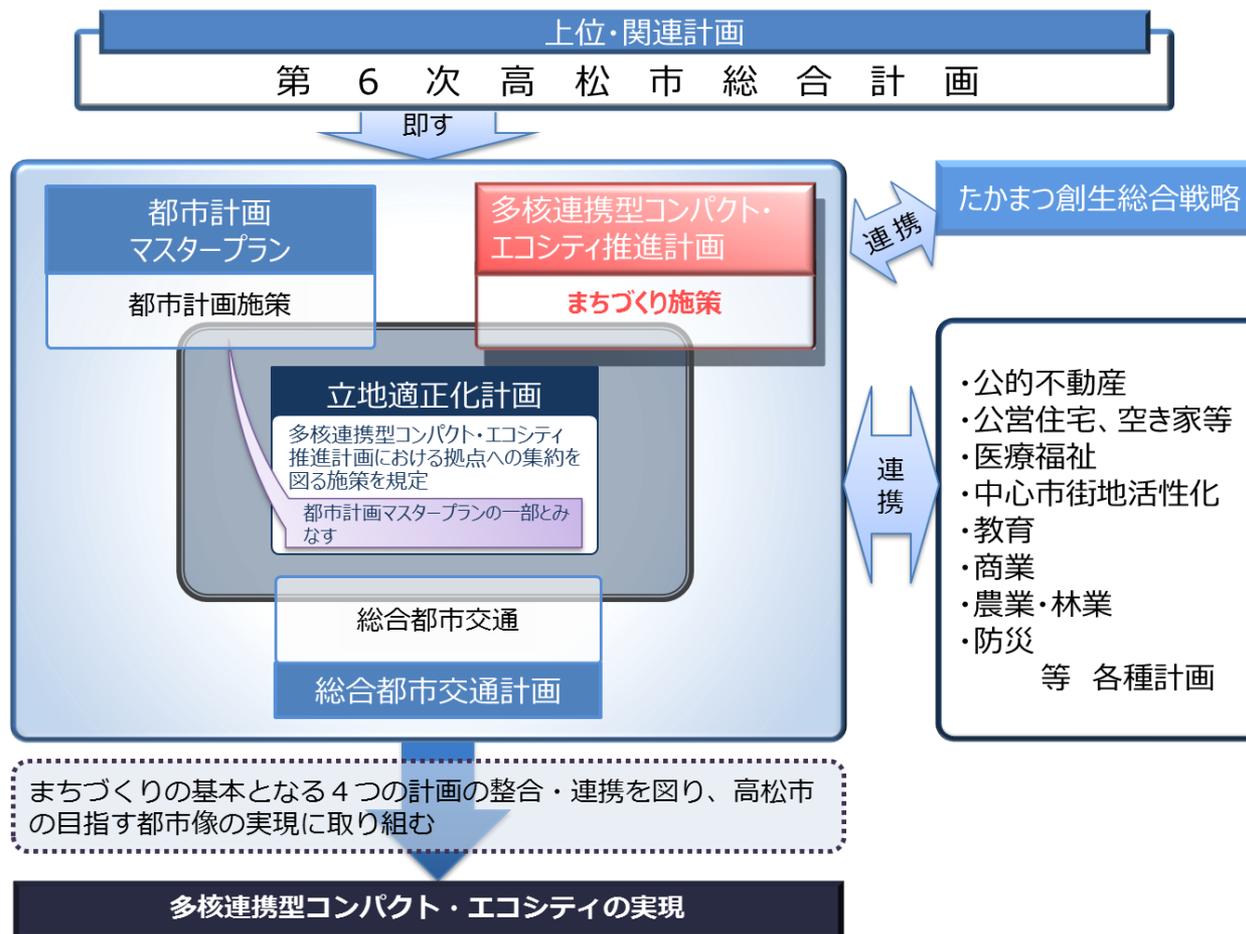
高松市 都市計画課

# 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画について

## ◎ 推進計画と上位・関連計画との位置付け

### 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画とは

まちづくりの基本となる他の3つの計画と一体となって  
「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現に向けて取り組むものであり  
市域全体におけるまちづくり施策及び実施事業を取りまとめたもの



# 施策体系及び取り組むべき内容

## ◎多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画の施策体系

誘導施策の区分	施策の方針	施策	
都市機能の誘導を図るための施策	1.都市機能・生活機能の集約・強化	①都市機能の誘導や高質化 ②中心市街地の魅力の強化	
	2.居住人口の維持・誘導	③定住人口の維持・誘導 ④選ばれる地域づくりの推進	
	居住の誘導を図るための施策	3.地域の暮らしやすさの向上	⑤良好な居住環境の創出 ⑥人との繋がりのある地域づくりの推進
		4.公共交通ネットワークの再編	⑦持続可能な公共交通ネットワークの再構築 ⑧公共交通の利便性の向上
	誘導区域外の施策	5.都市経営の効率化	⑨効率的で効果的な行財政運営の推進
		6.市街地拡大の抑制	⑩土地利用の適正化 ⑪市街地の有効活用
		7.誘導区域外においても 住み続けられる生活環境の維持	⑫拠点との連携の確保 ⑬豊かな自然と調和した生活環境の維持

# 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に掲げる事業の進捗状況 (R2年度分)

計画期間：平成30(2018)年～令和10(2028)年  
→1年毎に進捗状況調査を実施

## 事業の着手時期

前期：令和2年度までに着手するもの…57事業  
中後期：令和3年度以降に着手するもの…9事業  
→合計66事業

今回の調査対象

## 前期着手事業の進捗状況 (R3.4.1時点)

事業廃止	2事業
実施済(完了)	2事業
実施済(継続)	51事業
着手済	1事業
取り下げ	1事業

## 進捗状況について

- ・事業廃止  
⇒見直し等により、事業を廃止したもの
- ・実施済(完了分)  
⇒事業が完了したもの(整備完了したハード事業など)
- ・実施済(継続分)  
⇒事業を実施し、今後も継続していくもの(毎年継続して行っていくもの)
- ・着手済  
⇒施策の施行に向けて、具体的な内容の検討を行っているもの
- ・取り下げ  
⇒事業を取り下げたもの

## ◇実施(着手)済事業件数について

昨年度調査時点

53事業



今年度調査時点

54事業

廃止・取り下げ事業を除くと、全ての事業が着手済となった

# 推進計画に掲げる事業の進捗状況（内訳）

施策の方針	施策	事業						
		前期					中後期	合計
		実施済 (完了)	実施済 (継続)	着手済	事業 廃止	取り 下げ	令和3年度 以降に着手 (一部着手済)	
1 都市機能・生活機能の 集約・強化	①都市機能の誘導や高質化		13				3	16
	②中心市街地の魅力の強化							
2 居住人口の維持・誘導	③定住人口の維持・誘導		5				3	8
	④選ばれる地域づくりの推進							
3 地域の暮らしやすさの向上	⑤良好な居住環境の創出		15					17 (1)
	⑥人との繋がりのある地域づくりの推進		(1)		1		1	
4 公共交通ネットワークの再編	⑦持続可能な公共交通ネットワークの再構築		9			1	1	11 (1)
	⑧公共交通の利便性の向上		(1)					
5 都市経営の効率化	⑨効率的で効果的な行財政運営の推進		4					4 (1)
6 市街地拡大の抑制	⑩土地利用の適正化	1	4	1				6
	⑪市街地の有効活用							
7 誘導区域外においても住み 続けられる生活環境の維持	⑫拠点との連携の確保		2				1	4 (7)
	⑬豊かな自然と調和した生活環境の維持		(6)		1		(1)	
合計		1	52 (9)	1	2	1	9 (1)	66 (10)

前期事業については全て着手済  
(廃止及び取り下げ事業を除く)

※( )内は、再掲の事業であり、重複するため内数に含めない

多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画事業一覧【詳細】

…取り下げた事業

…廃止した事業

赤枠…昨年度調査時より進捗状況に変化があった事業

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
<b>1.都市機能・生活機能の集約・強化</b>							
<b>①都市機能の誘導や高質化</b>							
		1	総合センター整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	今後とも市民に適切な公共サービスを提供するために、コンパクトで持続可能な都市づくりが求められているが、合併時の所管区域をそのまま継承している支所を始めとした、市民の身近な行政機関である地域行政組織においても、今後の本市の一体的なまちづくりを進めていく上で、全市域的な視野に立って、社会経済環境の変化を踏まえた行政サービスの提供をしていくべきであるという考え方の下、市役所の取り扱うサービスのほとんどが本庁組織に集約されている機能を総合センターへ分散させ、また、地域包括支援センターや保健センターの出先機関とも連携することにより、超高齢社会の到来や行政ニーズの多様化に対応し、本庁に行かなくても、より身近な場所での総合センターにおいても同様に、住民福祉や利便性の向上につながる行政サービスを中心に、これまでの支所・出張所よりも幅広いサービスを提供しようとするもの。	実施済（完了分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中部総合センター（仮称） <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体工事に着手した。（R3年度末オープン予定）</li> <li>・交流広場整備工事が完了した。</li> <li>・指定管理者の公募を行い、候補者が決定した。</li> </ul> </li> <li>○東部南総合センター（仮称） <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備実施設計及び開発工事設計が完了した。</li> <li>・周辺施設解体工事が完了した。</li> <li>・開発工事及び埋蔵文化財調査に着手した。</li> </ul> </li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中部総合センター（仮称） <ul style="list-style-type: none"> <li>・仏生山交流センター・中部総合センター（仮称）整備工事の完了</li> <li>・施設周辺の土木工事（施設誘導看板・道路標識設置、カラー舗装、点字シート設置）</li> <li>・開館準備業務委託（指定管理者）</li> <li>・議会での指定管理者決定の議決</li> </ul> </li> <li>○東部南総合センター（仮称） <ul style="list-style-type: none"> <li>・東部南総合センター（仮称）・川島コミュニティセンター整備工事に着手</li> <li>・開発工事及び埋蔵文化財調査の完了</li> <li>・川島中央公園整備実施設計に着手</li> </ul> </li> </ul>
		2	新病院を核としたまちづくり推進事業（北側エリア整備事業）	前期(2020年度までに着手するもの)	<p>地域交流拠点である仏生山地区に、多核連携型コンパクト・エコシティの地域交流拠点のモデルとして「人が集い 文化にふれあうエリア」をコンセプトに利便性の高い多様な交流施設の整備を行う。</p> <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交流センター、総合センター等の実施設計</li> <li>・交流広場の実施設計</li> <li>・防火水槽設置工事</li> <li>・事業アイデアに関する、インセンティブ付与型サウンディング調査の実施</li> <li>・設置条例の制定</li> <li>・指定管理者の公募及び選定</li> </ul>	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>仏生山交流センター・中部総合センター（仮称）建設工事に着手した。また交流広場整備工事を行った。</p> <p>令和2年8月11日付議の政策会議において、設置条例の制定について決定され、9月議会での議決により同条例が成立、10月1日から11月2日までの期間で指定管理者を公募した。その後、3年1月13日に開催された指定管理者の選定委員会にて、穴吹エンタープライズ株式会社と高松琴平電気鉄道株式会社で組織する「あなぶき・ことでんコンソーシアム」が指定管理者候補者として選出された。</p> <p>国土交通省が主催する「令和2年度 官民連携事業の推進のための地方ブロックプラットフォーム四国ブロックサウンディング」に参加し、未利用土地の今後の利活用方針に関して、民間事業者7者と意見交換を行った。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仏生山交流センター・中部総合センター（仮称）整備工事の完了</li> <li>・施設周辺の土木工事（施設誘導看板・道路標識設置、カラー舗装、点字シート設置）</li> <li>・開館準備業務委託（指定管理者）</li> <li>・議会での指定管理者決定の議決</li> <li>・引き続き庁内外の意見を聴取しながら、未利用土地の利活用方針を検討する。</li> </ul>
		3	民間活力を活用した公有地活用による都市機能強化	中後期(2021年度以降に着手するもの)	都市機能誘導区域内の公有地において、定期借地権やPFIなど民間活力で都市機能を誘導し、立地が必要な都市機能の維持・運営を図る。	令和3年度以降着手	

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		4	誘導施設立地の支援	中後期(2021年度以降に着手するもの)	「都市再構築戦略事業」や「都市機能立地支援事業（民間補助）」における税制優遇や賃料減免措置の導入を検討し、国の直接補助と合わせて医療・福祉・商業など、各拠点に必要な都市機能について、民間活力も活用しながら誘導を図る。	令和3年度以降着手	
		5	地域包括支援センター・保健センターの出先機関の統合	前期(2020年度までに着手するもの)	地域における総合的な保健・福祉の相談窓口の充実及び子どもから高齢者まで一体的・専門的な対応による保健・福祉サービスの向上を目指し、地域行政組織再編計画に基づく総合センターの開設に合わせ、既存の地域包括支援センターの出先機関（サブセンター・サテライト）及び保健センターの出先機関（保健ステーション・合併町保健センター）を統廃合し、各区域の総合センターに段階的に移転させる。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>地域包括支援センターの出先機関である、サブセンター古高松を廃止し、地域包括支援センター(中央)及び牟礼、山田の各サブセンターに統合した。</p> <p>また、保健センターの出先機関である、古高松保健ステーションについて当初、東部南総合センター(仮称)の完成に合わせて、移転する計画であったが、建物の老朽化により、予定を前倒しして、保健センター、牟礼及び山田保健ステーションに統合整備した。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの出先機関について 令和3年度に中部総合センター(仮称)の完成後、サブセンター一宮を廃止し、同総合センター及び国分寺総合センターに統合し、サブセンター山田の一部を中部総合センター(仮称)に移管する。令和4年度(予定)に東部南総合センター(仮称)の完成後、サブセンター山田を同総合センターに移転する。</li> <li>・保健センターの出先機関について 一宮保健ステーションについては、令和3年度に中部総合センター(仮称)に統合し、山田保健ステーションについては、令和5年度に東部南総合センター(仮称)に統合し、それぞれに子育て世代包括支援センターを併設するなど、地域保健事業の拠点とする予定である。</li> </ul>
		6	街路事業の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	郊外部の都市計画道路整備の必要性を検証するとともに、既成市街地においてネットワーク上や市街地形成上必要な道路やボトルネックの解消策（右折レーン等の拡充）等を総合的に検討する都市計画道路網再編を行い、併せて新しい都市計画道路の整備による土地利用の誘発のコントロールを図る。 (県実施のパーソントリップ調査の結果を踏まえ、将来交通量を見極めながら進める必要がある。)	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>都市計画関連分野の専門的な観点から検討を行うため、学識経験者を含む都市計画道路網検討委員会を設置し、平成30年度に3回、31年度に1回、令和2年度に1回開催した。検討委員会では、道路交通センサスデータを活用した都市計画道路の将来交通量推計等の結果を用いて、都市計画道路の未着手路線の必要性や課題を評価し、計画の存続、変更、廃止等の方向性を示した。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車流動による評価に加え、パーソントリップ調査や交通系ICカードデータを活用し、将来の公共交通需要と連動した定量的な分析、検証を行い、今後の整備優先順位等について明確化する。</li> <li>・住民に対する説明会やパブリックコメントを実施し、市民の合意形成を図っていく。</li> </ul>
		7	地域交流拠点における新病院整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	高松市民病院と香川診療所を移転統合した高松市新病院を整備する。 新病院は、急性期医療の充実を図るとともに、「地域包括ケアシステム」の後方支援機能を担う病院として、病床数305床（一般病床299床（うち地域包括ケア病棟44床）、感染症病床6床）を整備する。	実施済（完了分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>高松市立みんなの病院を平成30年9月1日に開院した。</p>

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
②中心市街地の魅力の強化							
		8	空きオフィス、空きビル活用の推進	中後期(2021年度以降に着手するもの)	都市機能誘導区域の空きオフィス、空きビルを活用・再生する取組に対して、サポートを行う。 今後、実施区域や支援策等を検討する。	令和3年度以降着手	
		9	中心市街地南部エリアの活性化	前期(2020年度までに着手するもの)	中心市街地南部エリアにおいて、高松市中心市街地南部エリア活性化マスタープラン等に基づく各種事業の支援を行う。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 株式会社高松南部3町商店街プロジェクトにおいて、活性化拠点「マチカド・プラザ」の運営に取り組み、商店街の情報発信力の更なる強化を進め、商店街の集客力や出店増を目指すための企画・プロモーション事業や商店街の個店の広告宣伝業務をサポートする商店街サポート事業、商店街のタイアップ広告を行うメディア事業、マルシェイベントのサポートを行うイベント事業を展開した。  【今後の予定】 ・今後の課題としては、令和2年からの新しい活性化プラン「中心市街地南部エリア活性化プロジェクト2025」に基づき、①情報発信力を活かした企画による街の魅力向上。②自立した事業運営体制確保に向けた基盤作り、収益力向上。③商店街の回遊性や快適性の向上を重視した取り組みを行い、「世代に関係なく来たくなる街」の実現に向けて取り組んでいかなければならない。
		10	まちなかループバスの維持・改善	前期(2020年度までに着手するもの)	中心市街地エリアの回遊性やアクセス性の向上を目的に、まちなかループバスの利便性の向上を目指す。 将来に向けては、駅と商店街周辺等の南北方向だけでなく、東西方向の移動を広く確保し、中心市街地全体の回遊性をより向上させるため、既存のまちなかループバスの運行エリアの拡大や再編についても検討する。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 継続的な運行に資するため、民間の運行に関して補助金を交付した。  【今後の予定】 ・更なる、まちなかループバスのサービスレベル向上・利用促進に向けて取り組むため、現行の運行間隔40分から30分化に向けた再編の検討を進める。
		11	高松市中央商店街空き店舗活用支援事業	前期(2020年度までに着手するもの)	中央商店街への新規出店者に対して、新規出店の支援をすることで空き店舗の解消、商店街の活性化を促進する。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 令和2年度においても、ホームページのほか、中央商店街内の各振興組合との連携や、よろず連絡会議での周知等を行い、積極的な活用促進を図った。 ⇒令和2年度補助実績：8店舗 また、制度内容の見直しについて検討を行い、令和3年度から、申請者が若者（40歳未満）の場合に、優遇措置を設けることとした。  【今後の予定】 ・今後の課題としては、各機関への制度の周知活動を進め、より多くの事業者の中央商店街への出店意欲を喚起し、空き店舗の活用促進・商店街の賑わい創出を図ることである。 ・新規出店の促進により商店街の魅力を一層向上させ、多くの回遊客を呼び込み、更なる空き店舗の解消を実現できる好循環を生み出していきたい。
		12	新県立体育館整備関連事業	前期(2020年度までに着手するもの)	スポーツ・文化の振興、にぎわいづくりのため、閉館した本市福岡町の旧県立体育館に代わり、サンポート地区で整備される新たな県立体育館について、整備主体である県と協議・調整を行い、建設環境を整備する。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 令和2年度は、本市が所有する新県立体育館建設予定地内の道路、下水道、電線共同溝等の移設や撤去、マンホールポンプの設置が完了し、当該用地及びA1街区について、県市間で土地の使用貸借契約を締結した。  【今後の予定】 ・本事業では、新県立体育館の整備に合わせた周辺環境の整備の検討を進めてきたが、サンポート地区の新たな民間開発の状況変化も踏まえ、計画見直しに合わせて新たに事業掲載する。

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		13	市街地中心部の自転車等駐車場整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	「高松市自転車等駐車対策総合計画」に基づき、市街地中心部における自転車等駐車場の整備について、行政と、鉄道事業者や商店街振興組合などの民間事業者が、責任と役割を分担し整備を進める。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>民間による自転車等駐車場整備を促進するため、整備・管理運営に補助金を交付した。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「高松市自転車等駐車対策総合計画」に基づき、主に商店街振興組合が行う自転車等駐車場整備事業に対し、施設整備費及び管理運営の必要性が高いことから、実施主体である商店街の意向も踏まえ補助を行う。</li> </ul>
		14	高松丸亀町商店街再開発事業	前期(2020年度までに着手するもの)	再開発事業（民間プロジェクト）を法定再開発事業により実施する取組み。商業・サービスの魅力強化と来街者の回遊性向上、まちなか居住の促進に資する高松丸亀町商店街等再開発事業に対する計画について検討し、関係者の合意形成の状況を注視しながら、事業性や効果、採算性などを熟慮した事業計画（施設規模、資金計画など）が取りまとめられるよう支援していく。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>地元関係者により、再開発事業に向けた勉強会が行われ、高松市大工町・磨屋町地区において、市街地再開発事業を行うための準備組合が設立された。平成27年度において、同準備組合による再開発事業推進計画が策定され、28年度には土地建物現況調査を、また、29年度には基本設計及び資金計画が策定され、再開発事業の精度が高まったことから、30年6月に都市計画決定を行い、31年3月に事業計画及び組合設立が認可された。令和2年5月に権利変換計画の認可を受け、7月に大工町街区の既存建築物除却工事に着手し、令和3年1月に施設建築物工事に着手している。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に大工町街区の施設建築物が完成し、磨屋町街区の既存建築物除却工事に着手、5年度の事業完了を予定している。引き続き、再開発組合に対して、着実な事業進行のため、適切に指導・支援を行っていく。</li> </ul>
		15	レンタサイクル事業	前期(2020年度までに着手するもの)	自転車を近距離交通機関の1つとして位置づけ、市街地中心部の主要な鉄道駅等に隣接してポートを設置し貸出すことにより、公共交通の利便性を高め、市街地中心部に流入する自家用車を削減して、交通渋滞の解消や環境負荷の軽減を図る。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>整備員4名による点検整備を行うとともに、平成26年度に公募により決定した新デザインを80台の車両に塗装（累計1,121台）したことにより、安全安心かつ快適に利用できる交通手段の市民への提供に寄与した。</p> <p>⇒レンタサイクル利用者数：214, 211人</p> <p>また、キャッシュレス化やデータセンターによるクラウド管理、モバイル申請、GPSロガーにより、出来るだけ、人による対応をなくすことにより、人件費を抑制し、施設管理に係るランニングコストの削減による、収支改善を図るための新システム構築を3年度までの2か年で行うこととした。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新システム導入により、更なる利用促進及び管理手法の改善により、収支バランスの適正化を図るとともに、引き続き、新デザインの車両に順次、塗装していく予定である。</li> </ul>
		16	自転車利用環境整備事業（五番町西宝線自転車道整備）	前期(2020年度までに着手するもの)	安全で快適な歩行者及び自転車の空間確保を目指し、五番町西宝線において、番町一丁目交差点から県道33号高松善通寺線との交差点までの約1.8km区間に、自転車道を整備する。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>五番町西宝線の番町一丁目交差点から市道兵庫町西通町線との交差点までの約1.6km区間の自転車道整備が完了している。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>五番町西宝線の市道兵庫町西通町線との交差点から県道高松善通寺線との交差点までの約0.2km区間の自転車道整備を行う。</li> </ul>

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
<b>2.居住人口の維持・誘導</b>							
<b>③定住人口の維持・誘導</b>							
	17	空き家等を利用した居住誘導の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	フラット35地域活性型の制度等を活用して、空き家を利用した居住誘導の枠組みを構築する。 ・居住誘導区域外から誘導区域内への中古住宅取得と定住を要件として、中古住宅取得に補助金等のインセンティブを与え、既存ストックの活用を図りながら居住誘導を推進する。 ・誘導区域内の空き家の改修費用に対し補助金のインセンティブを与え、空き家の利活用を進めるとともに誘導区域内への居住誘導を推進する。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 令和元年10月1日より居住誘導区域外から内へフラット35を利用して住宅を取得した者に対し取得費の一部を補助する制度を開始している。 ⇒令和2年度実績：15件、いずれも新築 また、令和元年度より居住誘導区域内に存する空き家の改修に対し、補助額を2割加算するインセンティブ制度を開始している。 ⇒令和2年度実績：補助実施11件中8件が誘導区域内 令和2年6月1日より中古住宅の流通促進に向け、中古住宅の劣化状態を把握できるよう現況検査（インスペクション）費用の補助や瑕疵保険の保険料補助制度も開始した。 ⇒令和2年度実績：インスペクション9件、瑕疵保険4件  【今後の予定】 ・引き続き実施予定である。 ・中古住宅の流通促進に向けた情報発信や良質な中古住宅の認定制度等の事業開始を検討している。	
	18	カーシェアリングによる居住誘導の促進	中後期(2021年度以降に着手するもの)	公共交通の利用促進、居住誘導の促進（土地の高度利用）に向けて、カーシェアリング設備を設ける場合に、一定の支援等を検討する。 カーシェアリングを啓発し、自動車保有台数の削減を促し、運輸部門における温室効果ガスの排出抑制につなげる。 ホームページ等の媒体を活用し、カーシェアリングによる自動車保有台数の減が温室効果ガスの排出削減につながることを啓発を行う。	令和3年度以降着手		
	19	居住誘導のインセンティブ施策の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	居住誘導区域内における既存太陽光発電設置補助事業への上乗せや、居住誘導の促進に関して税制支援を検討することにより、誘導区域内への居住誘導を図る。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 令和元年9月より、居住誘導区域外から居住誘導区域内に新たに太陽光発電システム付住宅を建築又は購入する場合に、従来の補助に上乗せして補助することで、区域内への誘導を図っている。 ⇒令和2年度実績：30件（区域外→内） 令和2年度より県外からの移住世帯に対して、家賃や契約時に必要となる礼金等の一部を補助する制度や、就職や起業などの要件を満たした東京圏からの移住者に対して、移住に要する経費を補助する制度について、居住誘導区域内への誘導を図るため、区域内への居住に対してインセンティブを設けるなどの見直しを図った。 ⇒令和2年度実績：①家賃等補助制度 補助実績29件中区域内26件 ②東京圏UJIターン移住支援補助金 補助実績5件中区域内4件  【今後の予定】 ・移住促進家賃補助事業及び東京圏UJIターン移住支援補助金については、引き続き実施予定である。 ・ゼロカーボンシティの実現に向け、エネルギーの地産地消、暮らしの脱炭素化の推進を目的に、スマートハウスやZEH設備の設置等の一部を補助する制度に変更予定である。居住誘導区域外に居住する方がスマートハウスを居住誘導区域内に建築又は購入する場合は加算あり。 ・税制支援に関しては具体的事業があれば、法令の範囲内で、税の公平性の原則を踏まえ、他の納税者の理解が得られる支援を検討する。	
	20	多世代のまちづくり推進事業	中後期(2021年度以降に着手するもの)	居住誘導区域内の多世代同居・近居の住宅取得（新築等）を要件として、補助を実施する。住宅団地や地域の高齢化が進む中、幅広い世代の住民の居住を促進することにより、持続可能なまちの構造を確保する。また、多世代の近居により子育てや介護のサポート等による人的ストックの活用が図られる。	令和3年度以降着手		

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
④選ばれる地域づくりの推進							
		21	移住・定住の促進	前期(2020年度までに着手するもの)	市民や企業・団体等からなる「たかまつ移住応援隊」との連携による情報発信や相談対応などを始め、「起業・就業（仕事）のしやすさ」、「生活のしやすさ」、「子育てのしやすさ」といった本市の特性や強みを生かした各種の移住・定住促進策を行う。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>たかまつ移住応援隊との連携による情報発信のほか、「首都圏交流会」や「移住体験ツアー」などの実施、また、首都圏における移住と就職の相談窓口となる「瀬戸・たかまつ移住&amp;キャリアサポートセンター」の運営など、若者層を中心とした移住・定住促進に取り組んだ。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、各種の移住・定住促進策を実施する。</li> </ul>
		22	U I J ターンの住宅支援	中後期(2021年度以降に着手するもの)	フラット35地域活性型の制度等を活用して、U I J ターンによる移住の居住誘導の枠組み構築を検討する。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>令和元年10月1日より居住誘導区域外から内へフラット35を利用して住宅を取得した者に対し取得費の一部を補助する制度を開始している。</p> <p>⇒令和2年度までの実績：補助実績18件中、県外からの移住4件</p> <p>県外から移住し、民間賃貸住宅に居住する世帯に、家賃や民間賃貸住宅契約時に必要となる礼金等の一部や就職や起業などの要件を満たした東京圏からの移住者に対して移住に要する経費を補助している。</p> <p>⇒令和2年度実績：①家賃等補助制度 補助実績29件 ②東京圏UJIターン移住支援補助金 補助実績5件</p> <p>また、これらの事業を掲載したパンフレット等を作成し、移住希望者に配布することで、「住宅」に関する情報を一括して周知できるよう取り組んでいる。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き実施予定である。</li> </ul>
		23	「気持ち高まる、高松。」シティブロモーション事業	前期(2020年度までに着手するもの)	話題性と先進性のあるシティブロモーション施策に体系的に取り組むことで、本市に対するポジティブなイメージの浸透を図り、観光・MICE誘致のみならず、移住・定住促進、シビックプライド醸成などにつなげるため、全体的な都市ブランドの向上に取り組む。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>高松市多言語観光サイト「エクスペリエンス高松」において高松ならではの体験型コンテンツ、観光スポット、滞在中のお役立ち情報を発信するとともに、市内で撮影した画像を活用したインスタグラムを展開した。また、屋島公式観光サイト「allYASHIMA」において屋島・庵治・牟礼地域の情報発信を行った。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、エクスペリエンス高松において観光情報を発信していく。</li> <li>allYASHIMA内に屋島山上交流拠点施設（仮）のページを構築し、施設情報を発信していく。</li> </ul>
		24	MICE振興事業	前期(2020年度までに着手するもの)	高松ならではのMICE誘致を展開するために策定されたMICE振興戦略に基づいて、香川県MICE誘致推進協議会や本市のMICE誘致におけるワンストップ窓口である（公財）高松観光コンベンション・ビューローなどと連携しながら、積極的にMICE振興を図る。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、実地・オンライン含めて、県市が連携しながら、MICE商談会に参加するとともに、首都圏を中心としたMICE主催者団体に対する誘致活動を行った。また、主催者団体の感染症拡大防止対策を支援するために、感染症拡大防止対策助成金制度を創設した。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厳しさを増す都市間競争に打ち勝つために、引き続き、県市を挙げてMICE誘致活動を継続するとともに、高松開催が決定しているMICEに対して開催支援を行う。</li> <li>市内、県内の観光スポットや体験型コンテンツ等を紹介するMICE参加者向けプロモーション映像を製作し、MICE参加者数の増加及び滞在時間の延長による観光消費額の増加を図る。</li> </ul>

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
<b>3.地域の暮らしやすさの向上</b>							
<b>⑤良好な居住環境の創出</b>							
		25	老朽危険空き家対策事業	前期(2020年度までに着手するもの)	地域の住環境の向上を図るため、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進していく。 より多くの方々に補助制度を利用していただくため、補助率や限度額など、一定の予算枠の範囲内で、補助内容について見直しを検討するとともに、特定空家等に対しては、特措法に定める措置を適正に講じていく。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 老朽化して倒壊などのおそれのある空き家に対し、平成28年度から除却費用の一部を補助する事業を実施しており、一定の予算枠の範囲内で、より多くの方々に補助制度を利用していただけるよう、令和元年度において、補助率や限度額など、補助内容の見直しを行った。  【今後の予定】 ・今後においても、補助利用者に対するアンケート調査の結果等も踏まえながら、適宜、補助内容の見直しを行うなどして、補助事業の実効性を高める。 ・また、特定空家等に対しては、特措法に定める措置を適正に講じていく。
		26	社会福祉施設等の整備の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	社会福祉施設等の整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が居住誘導区域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 本審査会における評価区分の配点について、計画地が、高松市立地適正化計画で定める居住誘導区域に該当する場合に加点し、整備の促進を図っている。 なお、該当する場合の加点を5点とし、加点幅を大きくすることで、コンパクト・エコシティの拠点地域への間接的な誘導を図るものである。  【今後の予定】 ・今後も、同様の取り組みにより、整備の促進を図る
		27	障害者福祉施設等整備の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	障害者福祉施設等の整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が居住誘導区域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 平成28年度以降、高松市社会福祉施設整備等審査会に関する案件はなし。
		28	高齢者福祉施設等整備の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	特別養護老人ホームの整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が居住誘導区域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 平成30年度については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、事業内容に沿った方法で評価を行った。令和元年度については、募集を行わなかった。令和2年度については、募集を行ったが応募が無かった。  【今後の予定】 ・今後も取り組みを継続する。
		29	地域密着型サービス事業所等整備の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	介護保険サービス事業所の整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が居住誘導区域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 令和2年度においても、高松市社会福祉施設整備等審査会で評価区分の配点において、加点を行っている。  【今後の予定】 ・令和3年度においても、引き続き高松市社会福祉施設整備等審査会で評価区分の配点において、加点を行う予定である。

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		30	津波・高潮関連整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	今後発生が予測されている南海トラフ地震等の大規模地震を想定し、総合的かつ計画的に浸水被害の解消を図るため、香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づき、市管理の漁港・港湾において、発生頻度の高い津波に対しては可能な限り構造物で人命と財産を守る防災を目指した施設整備を推進するとともに、最大クラスの津波に対しては、粘り強い構造により減災を目指した施設の整備を行う。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 庵治港、房前漁港において、地震・津波対策工事（胸壁等）を実施した。  【今後の予定】 ・現在事業を進めている港湾・漁港の整備がR3年度完了する予定であり、順次他の港湾・漁港の整備に着手する。
		31	生垣設置及び環境保全緑化助成事業	前期(2020年度までに着手するもの)	居住誘導区域において新たに宅地化する者に対しては、助成を行う率を上げる。なお、居住誘導区域以外において、新たに宅地化する者については、対象外とする。 ・生垣設置助成 上限：5千円/m、上限15万円 助成率：2/3 ・環境保全緑化助成 上限：15万円 助成率：1/2→2/3	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 ・生垣設置助成 1件、85,000円 ・環境保全緑化助成 0件  【今後の予定】 ・近年は助成件数が減少しており、助成制度の周知に努めているが、制度の利用促進のため、より一層のPR活動を行う。
		32	身近な公園整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	居住誘導区域内において、公園がない小学校区及び1人当たりの公園面積が少ない地域については、整備計画を定め、公園整備を積極的に取組む。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 円座小学校区の公園整備は、完了し、供用開始した。 また、補助事業の再編に伴って、身近な公園整備第2次実施計画の実施に関する庁内の合意形成を得た。  【今後の予定】 ・身近な公園整備第2次実施計画で策定された公園整備に向けて、事業を進めていく。
		33	合併処理浄化槽設置整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	下水道事業計画区域外において、生活環境の改善や公衆衛生の向上のため、単独処理浄化槽やくみ取便所から合併処理浄化槽への転換を重点的に行う。 また、令和元年度から、国（環境省）が合併処理浄化槽への転換を重点化する方針としたことに伴い、本市においても、転換の更なる重点化を図るため、配管に要する費用の補助上限額を引き上げを継続し、転換促進に取り組む。	事業廃止	
		34	汚水施設整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	下水道事業計画区域内の公共下水道整備を行う。  公共下水道整備については、人口減少などの環境の変化を踏まえ、多核連携型コンパクト・エコシティの推進の観点などから、引き続き、現在の下水道事業計画区域内の未整備地区において、計画的かつ効率的な整備に取り組みます。	実施済（継続分）	【令和2年度の取組】 汚水管渠整備 面整備（高松、牟礼、香南地区）φ150mm～φ200mm L=850m 無償譲受 φ200mm L=1,416m  【今後の予定】 ・第4次高松市生活排水対策推進計画に基づき、現計画区域内の未整備区域において、汚水管の整備を推進する。

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）									
		35	浸水対策施設整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	安全で安心なまちづくりのため、下水道事業計画区域内の浸水対策に取り組む。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度の実施】</p> <table border="0"> <tr> <td>雨水管渠整備</td> <td>西部バイパス幹線工事</td> <td>L = 484m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西部バイパス幹線工事（2工区）</td> <td>L = 32m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>宮川雨水幹線工事</td> <td>L = 142m</td> </tr> </table> <p>無償譲受 φ250mm~φ300mm L=600m</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水対策の著しい箇所について、費用対効果などを考慮し、緊急性の高いものから計画的に整備を行う。</li> </ul> <p>【令和3年度実施予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模雨水処理施設整備事業として、西部バイパス幹線接続工事、宮川雨水幹線（多肥地区）の整備を行う。</li> </ul>	雨水管渠整備	西部バイパス幹線工事	L = 484m		西部バイパス幹線工事（2工区）	L = 32m		宮川雨水幹線工事	L = 142m
雨水管渠整備	西部バイパス幹線工事	L = 484m														
	西部バイパス幹線工事（2工区）	L = 32m														
	宮川雨水幹線工事	L = 142m														
		6	街路事業の推進【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	郊外部の都市計画道路整備の必要性を検証するとともに、既成市街地においてネットワーク上や市街地形成上必要な道路やボトルネックの解消策（右折レーン等の拡充）等を総合的に検討する都市計画道路網再編を行い、併せて新しい都市計画道路の整備による土地利用の誘発のコントロールを図る。 （県実施のパーソントリップ調査の結果を踏まえ、将来交通量を見極めながら進める必要がある。）	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>都市計画関連分野の専門的な観点から検討を行うため、学識経験者を含む都市計画道路網検討委員会を設置し、平成30年度に3回、31年度に1回、令和2年度に1回開催した。検討委員会では、道路交通センサスデータを活用した都市計画道路の将来交通量推計等の結果を用いて、都市計画道路の未着手路線の必要性や課題を評価し、計画の存続、変更、廃止等の方向性を示した。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車流動による評価に加え、パーソントリップ調査や交通系ICカードデータを活用し、将来の公共交通需要と連動した定量的な分析、検証を行い、今後の整備優先順位等について明確化する。</li> <li>・住民に対する説明会やパブリックコメントを実施し、市民の合意形成を図っていく。</li> </ul>									
<b>⑥人との繋がりのある地域づくりの推進</b>																
		36	生涯活躍のまちづくりの推進	前期(2020年度までに着手するもの)	中高年齢者の希望に応じた暮らしの実現や地域住民の多世代交流を促進するため、移住者を含めた地域住民が主体となり本市の特性や強みを生かした地域づくりを目指す、「生涯活躍のまち」の理念を反映したまちづくりを推進する。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>平成31年3月に策定した「高松版生涯活躍のまち構想」に基づき、男木、仏生山、十河、牟礼地区の4地区でワークショップを開催し、地域課題の解決や地域の活性化等を踏まえた生涯活躍のまちの取組を検討した。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップを開催した4地区での取組状況等を全地域コミュニティ協議会に報告する機会を設け、市民の生涯活躍のまちづくりの意識醸成に努め、全市展開を図る。</li> </ul>									
		37	地域まちづくり交付金	前期(2020年度までに着手するもの)	地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、地域の各種事業・団体に対して交付していた補助金等を一元化し、地域コミュニティ協議会が、コミュニティプランに基づき、裁量権をもって執行できる補助金として、地域コミュニティ協議会に対し、一括交付する。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>市内全域を網羅する形で、44の地域コミュニティ協議会に対して交付金を交付し、地域におけるまちづくり活動の活性化に寄与している。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、交付金が有効に活用されているか聞き取りを行ったり、検査等を実施して検証作業を行っていく。</li> </ul>									

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		38	コミュニティセンター整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	地域住民によるまちづくり活動の拠点として、また、生涯学習及び地域福祉の推進に資するため、高松市44コミュニティ協議会が指定管理する52コミュニティセンターの整備を行う。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太田：改築工事が完了、R2.10.17にオープン。</li> <li>・川岡：改築工事が完了、R2.1.20にオープン。旧コミュニティセンターの解体。</li> <li>・屋島：改築工事に着手。</li> <li>・男木：改築工事に着手。</li> <li>・十河：建築実施設計及び測量設計、造成工事が完了。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・川岡：屋外倉庫改築等工事の完了。（R3年度7月末予定）</li> <li>・屋島：改築工事完了後、仮事務所解体及び外構工事に着手。（R4年度夏頃オープン予定）</li> <li>・男木：改築工事の完了。（R3年度2,3月中にオープン予定）</li> <li>・十河：改築工事に着手し、完了後、旧施設の解体及び屋外倉庫設置、外構工事に着手。（R4年度夏頃オープン予定）</li> </ul> <p>※そのほか、老朽化したコミュニティセンターについては、整備計画に基づき順次、整備を行う予定。</p>
		39	地域交流センター整備事業	前期(2020年度までに着手するもの)	<p>仏生山地区は、都市計画マスタープランにおいて、「地域交流拠点」として位置づけられており、持続的な住居・経済活動などを支えるため、地域の生活拠点としての環境づくりを効果的に行うなど、地域の特性にふさわしい一定規模以上の商業・医療・産業環境や行政サービス機能の確保・向上を図るとともに、都市全体としてのコンパクト化を図るうえで、集約拠点として、地域における都市機能の集積維持とその向上を目指すこととしている。</p> <p>また、ことん仏生山駅周辺は交通結節拠点であり、新病院整備に関連した道路整備等に伴う結束機能の強化により、駅周辺の地域交流機能の向上が見込まれることから、人が集い賑わいが生まれる場を提供できる地域交流センター（仮称）を整備するもの。</p>	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本体工事に着手した。（R3年度末オープン予定）</li> <li>・交流広場整備工事が完了した。</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仏生山交流センター・中部総合センター（仮称）整備工事の完了</li> <li>・施設周辺の土木工事（施設誘導看板・道路標識設置、カラー舗装、点字シート設置）</li> <li>・開館準備業務委託（指定管理者）</li> </ul>
		40	空き家利活用の推進	中後期(2021年度以降に着手するもの)	寄居スペース、図書館、観光によるコミュニティ形成等を目的とした空き家利活用の推進を検討する。	令和3年度以降着手	
		41	生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業	前期(2020年度までに着手するもの)	<p>本市で平成28年10月から実施している総合事業における、住民主体によるサービスの提供体制を構築し、支え合いの地域づくりを推進する。</p> <p>住民主体によるサービスの提供体制を構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、市内44カ所の地域コミュニティ協議会単位で、地域福祉ネットワーク会議の立上・運営の支援や、地域のニーズや課題の把握、住民主体による地域課題の解決に向けた取組等への支援を行う。</p>	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>総合事業における住民主体によるサービスは、平成28年10月から実施し、令和2年度末には合計で26地区（訪問型24カ所、通所型7カ所）で提供されている。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も、地域福祉ネットワーク会議設置済みの42地区では、地域住民による地域の課題解決に向けた取組を推進するとともに、未設置の2地区においても、多方面からアプローチして、地域福祉ネットワーク会議の設置を促していく。</li> </ul>

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
<b>4.公共交通ネットワークの再編</b>							
<b>⑦持続可能な公共交通ネットワークの再構築</b>							
		42	基幹交通軸の強化	前期(2020年度までに着手するもの)	広域交流拠点及び地域交流拠点を結ぶ拠点間連携軸の強化を図る。 鉄道新駅整備に合わせ、鉄道における安全性向上・サービス水準を確保するため、現状単線区間の複線化事業を実施し、将来的には更なる運行頻度の向上などを目指す。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 “ことでん”により、令和3年2月に三条～太田駅間における複線化工事が完了した。  【今後の予定】 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度は休工となり、令和4年度以降に、栗林公園～三条駅間、太田～新駅（太田～仏生山駅間）の複線化工事に着手する予定である。
		43	交通結節拠点の整備（新駅の整備を含む）	前期(2020年度までに着手するもの)	持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指し、鉄道を基軸としたバス路線の再編を進めるため、多様な交通モードが有機的に連携する交通結節拠点を整備する。 利便性向上と新たな需要掘り起しのため、幹線道路とのアクセス性が高い箇所などへの新駅等整備を行うことにより、シームレスな交通モードの選択が可能となるよう、拠点性・結節性の強化を図る。 ①公共交通軸を強化するため、ことでん琴平線（三条～太田駅間及び、太田～仏生山駅間）と幹線道路の交差点部に新駅を整備する。 ②都市計画マスタープランにおける広域交流拠点内の「JR高松駅周辺」、「ことでん瓦町駅周辺」や前述のことでん新駅、地域交流拠点の中でも特に重要となる「ことでん仏生山駅周辺」を始め、ネットワーク上必要な鉄道駅において、交通結節機能を高める。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 ○ことでん新駅（三条～太田駅間） 駅舎整備事業においては、事業主体である高松市総合都市交通推進協議会から委託を受けた“ことでん”の施工より駅舎が完成し、駅前広場整備事業においては、用地取得、埋蔵文化財発掘調査を経て、造成、建設工事を施工している。令和2年11月28日に伏石駅として先行開業した。 ○ことでん新駅（太田～仏生山駅間） 駅舎整備事業においては、駅舎の詳細設計が完了した。 駅前広場整備事業においては、詳細設計、境界確定、物件調査が完了した。  【今後の予定】 ・ことでん伏石駅（三条～太田駅間）については、各工事の進捗管理を徹底するとともに、関係機関との調整を密に行い、早期開業及び完成を目指す。 ・ことでん新駅（太田～仏生山駅間）については、用地取得の進捗を図ることとしている。
		44	新交通システム（LRT等）の導入検討	中後期(2021年度以降に着手するもの)	中心市街地の回遊性やアクセス性向上のほか、郊外部における交通モードとして、新交通システムの導入の可能性について検討する。 都心地域と郊外部を結ぶ南北方向の流動、都心地域の回遊流動、特に人口が多い周辺部エリアから公共交通軸への流動を効率的に支えるLRTやBRT等の新交通システムの導入について調査・検討する。	令和3年度以降着手	
		45	バスネットワークの再編	前期(2020年度までに着手するもの)	各ゾーンにおけるバス路線の役割や再編の考え方を明確にするとともに、需要に応じたモードの検討により、効率性・利便性の向上を図る。 本市の将来の都市構造を支える交通体系とするため、都心地域交通、都心地域周辺部交通、郊外部交通の役割を明確にした上で、バス路線の再編に努める。 鉄道とバス路線の重複の見直しなど、既存の路線バス網を全市的に見直し、幹線軸へのフィーダー化を基本とするネットワークの再編を進める。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えの下、鉄道を基軸としたバス路線の再編により、持続可能な公共交通ネットワークの再構築を進めており、バス路線再編に向けた基本的な考え方に基づき、公共交通空白地域対策も含めた、市域全体の移動サービスのランドデザインについてとりまとめ、平成30年度「高松市地域公共交通再編実施計画」を改定した。 「高松市地域公共交通再編実施計画（第1段）」について国土交通省に提出し、大臣認定を受けた。 ことでん伏石駅（新駅（三条～太田駅間））に係る再編実施計画（第2段）については、新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の激減、及び伏石駅の駅前広場の施工の進捗を踏まえ、再編実施計画（第2段）に係る協議をバス事業者と行った。  【今後の予定】 ・ことでん伏石駅（新駅（三条～太田駅間））に係る再編実施計画（第2段）について作成し、国土交通省に提出し、大臣認定を得ることとしており、段階的にバス路線をフィーダー系統や、循環系統に再編していく。

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
⑧公共交通の利便性の向上							
		46	交通系ICカードの利用の拡大、活用	前期(2020年度までに着手するもの)	IruCaカードの利用環境拡大による利便性向上を図り、中心市街地の活性化や公共交通利用促進を目指す。 乗り継ぎのシームレス化等、公共交通の利便性向上を図るため、IruCaエリアにおける交通系ICカード（10カード）の利用が可能となるよう、利用環境の向上を図る。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 県外旅行者やJR利用者の利便性の向上を図るため、電車・バスのIruCaシステムへの10カード片利用導入事業に対し支援を行った。 また、公共交通の利用を促進を図るため、新たな利用促進施策として令和2年12月からバス・バス乗継割引事業を開始するとともに、これまで実施している電車・バス乗継割引拡大事業及び高齢者公共交通利用運賃割引事業に対し支援を行った。  【今後の予定】 ・公共交通の利用を促進を図るため、今後も電車・バス乗継割引拡大事業等の支援を行う。
		47	サイクル&バスライドの促進	前期(2020年度までに着手するもの)	都心地域周辺部や郊外部の鉄道軸のない地域を対象に、主要バス停留所周辺に駐輪場を整備することで、バスへの利用転換を促進する。 歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを目指して、中心部から5km圏外で、バス路線が唯一の公共交通である地域について、主要バス停留所周辺の商業施設などを活用したサイクル&バスライド駐輪場を整備する。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 バス事業者を整備主体とし、市から経費の一部を補助する制度を平成25年4月に創設し、25年度3箇所、26年度2箇所、27年度3箇所、28年度2箇所が供用開始され、29年度中に1箇所が供用開始され、令和元年度末までに11箇所が供用されている。  【今後の予定】 ・バス事業者からバス利用者の各バス停における駐輪状況を踏まえ、整備可能な箇所の選定を行ったうえで整備を進めてきたが、公共用地等の無償使用を前提としているため、当初の計画通りの整備に至らず、新規整備箇所の目途も立っていないことから、計画最終年次である令和3年以降の事業の可能性について交通事業者と協議していく。
		48	サイクル&ライドの促進	前期(2020年度までに着手するもの)	都心地域周辺や郊外部の主要鉄道駅周辺に駐輪場を整備することで、鉄道への利用転換を促進する。 歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを目指して、中心部から5km圏外の主要鉄道駅周辺に遊休地などを活用したサイクル&ライド駐輪場を整備する。 駐輪場が整備されている鉄道駅についても利用状況等を勘案し、利用者ニーズに対応できる施設の充実を図る。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 令和2年度については、JR端岡駅前自転車等駐車場にキャッシュレス化対応した入出場ゲートを設置し、利用者へのスムーズな入出庫を提供する。（令和3年度以降運用）  【今後の予定】 ・区域内における自転車等駐車場の整備目標を達成するために、行政と民間が引き続き責任と役割を分担し、協力の下、自転車等駐車場の整備促進に努める。
		49	バスサービス水準の向上	前期(2020年度までに着手するもの)	自動車からバスへの利用転換において求められる、サービス水準の向上により、バス利用者の増加を図る。 需要に応じたサービスの提供が効率的に行えるよう、バス路線のフィーダー化に取り組む。特に通勤需要の多い路線においては、運行時間の延長や運行本数の増便など、利便性の向上を図る。 また、区間均一料金など、利用者に分かりやすい料金体系について検討する。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 平成24年度から「みんなの病院を核としたまちづくり」として、周辺の基盤整備を進めてきたが、ことん仏生山駅における電車とバスの乗り継ぎなどの利便性の向上を図るため、仏生山駅西側に新たに改札口を設置するとともに、西口駅前広場や病院の正面入口前にバスロータリーを整備し、公共交通の空白地域である三谷・多肥地域の課題を解消するため、交通結節拠点である仏生山駅と、生活交流拠点の山田支所をつなぐ路線バス「仏生山川島線」の運行を、「高松市立みんなの病院」の外來診療が始まった平成30年9月3日から開始した。 バス路線の再編に係る、「高松市地域公共交通再編実施計画（第1段）」について国土交通省に提出し、令和2年2月28日に大臣認定を受けた。また、IruCaシステムによりバスとバスを乗り継いだ際の運賃を割り引く事業を行うための、IruCaシステム改修に対する支援を行った。  【今後の予定】 ・ことん伏石駅（新駅（三条～太田駅間））に係る再編実施計画（第2段）について作成し、国土交通省に提出し、大臣認定を得ることとしており、段階的にバス路線をフィーダー系統や、循環系統に再編していく。 ・公共交通の利用を促進を図るため、今後も電車・バス乗継割引拡大事業等の支援を行う。

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		50	バリアフリー化の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	駅施設のバリアフリー化やノンステップバスの導入を推進し、利便性を向上することにより、公共交通の利用を促進する。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>準幹線系統におけるノンステップバスの減価償却費に対し補助を行った。（新規1両、継続5両） また、コミュニティバス系統における小型ノンステップバスの購入費に対し補助を行った。（新規1両）</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、準幹線系統におけるノンステップバスの減価償却費に対して補助を行う。（減価償却：新規1両、継続4両）</li> <li>コミュニティバス系統における小型ノンステップバスの購入費については、事業者から補助の要望があったものの、財政査定により予算計上が見送られた。バリアフリーの推進のため、改めて、令和4年度からの予算化を目指す。</li> </ul>
		51	パーク&バスライドの促進	前期(2020年度までに着手するもの)	都心地域周辺部や郊外部の主要バス停留所周辺に駐車場を整備することで、都心地域への自動車の流入を抑制し、バスへの利用転換を促進する。 歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを目指して、中心部から5km圏外の主要バス停留所周辺に、商業施設などを活用したパーク&バスライド駐車場を整備する。	取り下げ	本事業は、香川県が実施主体であることから、コンパクト・エコシティ推進事業から取り下げる。 今後においても、県と連携し、公共交通機関の利用促進を図る。
		52	パーク&ライドの促進	前期(2020年度までに着手するもの)	都心地域周辺部や郊外部の主要鉄道駅周辺に駐車場を整備することで、都心地域への自動車の流入を抑制し、鉄道への利用転換を促進する。 歩いて暮らせるにぎわいのあるまちづくりを目指して、中心部から5km圏外の主要鉄道駅周辺に、遊休地などを活用したパーク&ライド駐車場を整備する。 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏を形成する三木町、綾川町とも連携し、利用転換を推進する。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>通勤又は通学をする市民の利便を図り、公共交通機関の利用を促進することにより、交通の混雑の緩和及び環境への負荷の低減に資するため、設置・管理している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ことடன்空港通り駅パークアンドライド駐車場</li> <li>J R 国分駅パークアンドライド駐車場</li> <li>ことடன்仏生山駅パークアンドライド駐車場</li> </ol> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な管理を行うとともに、更なる利用促進策を検討していく。</li> </ul>
		10	まちなかループバスの維持・改善【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	中心市街地エリアの回遊性やアクセス性の向上を目的に、まちなかループバスの利便性の向上を目指す。 将来に向けては、駅と商店街周辺等の南北方向だけでなく、東西方向の移動を広く確保し、中心市街地全体の回遊性をより向上させるため、既存のまちなかループバスの運行エリアの拡大や再編についても検討する。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>継続的な運行に資するため、民間の運行に関して補助金を交付した。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>更なる、まちなかループバスのサービスレベル向上・利用促進に向けて取り組むため、現行の運行間隔40分から30分化に向けた再編の検討を進める。</li> </ul>

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
<b>5.都市経営の効率化</b>							
<b>⑨効率的で効果的な行財政運営の推進</b>							
		53	地域行政組織の再編	前期(2020年度までに着手するもの)	コンパクトで持続可能な都市づくりが求められている中、市役所の取り扱うサービスのほとんどが本庁組織に集約されている体制を見直し、地域の実情に適応した効率的・効果的な行政サービスの提供を可能とするため、「本庁一支部・出張所」の二層構造組織を再編し、「本庁一総合センター一地区センター（仮称）」の三層構造への移行を目指すものである。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 平成29年1月に牟礼・勝賀・国分寺・香川の4総合センターをオープンした。これに伴い、総合センターの機能・権限を拡充するため、総合センターを課に位置付け、所管区域内の支所・出張所を総合センターが所管するとともに、再編計画での決定事項を実現するため、実施方針や取組内容・スケジュールを決定した。 中部総合センター（仮称）は建設工事に着手し、東部南総合センター（仮称）は実施設計が完了した。  【今後の予定】 ・中部総合センター（仮称）は令和3年度末のオープン、東部南総合センター（仮称）は令和4年度末の竣工を予定しており、より身近な場所で、住民福祉や利便性の向上につながる行政サービスを提供する。
		54	ファシリティマネジメント推進事業	前期(2020年度までに着手するもの)	公共・公用施設等の建築物(敷地を含む)については、ファシリティマネジメントを導入し、施設情報の一元管理を行うとともに、保有総量の最適化、保有資産の有効活用、施設の長寿命化、施設管理の効率化を図ることで、施設に係る将来の財政負担の削減や年度ごとの平準化を行う。 このうち、施設の統廃合・複合化・配置の見直し等については、まちづくりの基本コンセプトである、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画との整合性に配慮しながら検討を進める必要がある。 集約拠点内への配置が必要な施設や、地域ごとの施設集約化等の在り方については、全庁的な協議を行いながら、方針・計画等の策定に取り組む。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 平成30年度に策定した「高松市公共施設再編整備計画」において、今後の施設の方向性を「廃止」や「用途変更」等とした施設のうち、具現化できる施設について「再編整備実施計画」の策定を進め、総量の最適化に努めた。  【今後の予定】 ・「高松市公共施設再編整備計画」は、5年ごとに見直しを行うこととしており、今後の見直しに当たっては、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画との整合性に十分配慮をしながら進める。 ・具体的には、集約拠点内への施設の集約化や複合化などの手法の検討を行う。
		55	市営住宅長寿命化等の推進	前期(2020年度までに着手するもの)	住宅セーフティネットとしての必要供給戸数を確保しつつ、効率的な事業実施に取り組む、市営住宅ストックの長寿命化によるライフサイクルコスト削減や事業量の平準化を図る。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 高松市市営住宅長寿命化計画において「優先的な改善」に位置付けられている団地のうち、川島東団地外壁改修工事が完了し、旭ヶ丘団地エレベーター改修工事に着手した。 また、同計画において「優先的な建替」に位置付けられている団地のうち、香南町北部団地建設工事（2期）が完了した。 その他、同計画において「用途廃止」に位置付けられている団地のうち、勅使町田中団地及び成合町田中団地の解体工事が完了した。  【今後の予定】 ・長寿命化計画（令和4年～令和13年度）の策定 ・旭ヶ丘団地エレベーター改修工事は令和3年8月に、あかつき団地団地屋根その他改修工事、上天神南団地2号棟外壁その他改修工事、高松町団地2号棟外壁その他改修工事、太田上町団地2号棟外壁その他改修工事は令和4年2月に完了予定である。
		56	学校施設の長寿命化	前期(2020年度までに着手するもの)	「高松市公共施設等総合管理計画」における個別施設計画の位置付けとして、「高松市学校施設長寿命化計画」を策定した。今後、この計画に基づき計画的に学校施設の長寿命化を図ることにより、トータルコストの削減と平準化を図りながら、学校別の整備の方向性を整理する。 また、施設の集約化・複合化等についても今後、検討する。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 香南小学校改築事業において、小学校施設を香南中学校の敷地に建設することで、施設の集約化とする基本設計をまとめた。  【今後の予定】 ・令和4年度中に「高松市学校施設長寿命化計画」の計画の変更を策定予定
		5	地域包括支援センター・保健センター出先機関の統合【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	地域における総合的な保健・福祉の相談窓口の充実及び子どもから高齢者まで一体的・専門的な対応による保健・福祉サービスの向上を目指し、地域行政組織再編計画に基づく総合センターの開設に合わせ、既存の地域包括支援センターの出先機関（サブセンター・サテライト）及び保健センターの出先機関（保健ステーション・合併町保健センター）を統廃合し、各区域の総合センターに段階的に移転させる。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 地域包括支援センターの出先機関である、サブセンター古高松を廃止し、地域包括支援センター(中央)及び牟礼、山田の各サブセンターに統合した。 また、保健センターの出先機関である、古高松保健ステーションについて当初、東部南総合センター(仮称)の完成に合わせて、移転する計画であったが、建物の老朽化により、予定を前倒しして、保健センター、牟礼及び山田保健ステーションに統合整備した。  【今後の予定】 ・地域包括支援センターの出先機関について 令和3年度に中部総合センター(仮称)の完成後、サブセンター一宮を廃止し、同総合センター及び国分寺総合センターに統合し、サブセンター山田の一部を中部総合センター(仮称)に移管する。令和4年度(予定)に東部南総合センター(仮称)の完成後、サブセンター山田を同総合センターに移転する。 ・保健センターの出先機関について 一宮保健ステーションについては、令和3年度に中部総合センター(仮称)に統合し、山田保健ステーションについては、令和5年度に東部南総合センター(仮称)に統合し、それぞれに子育て世代包括支援センターを併設するなど、地域保健事業の拠点とする予定である。

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
<b>6.市街地拡大の抑制</b>							
<b>⑩土地利用の適正化</b>							
	57	たかまつ農業ICT導入活用支援事業	前期(2020年度までに着手するもの)	農地が狭小かつ混住化が進行している本市農業の課題を克服し、消費地に近い立地や競争力のあるオリジナル品種等の生産を強化するため、農業分野におけるICTの導入・活用を推進し、ほ場管理の効率化や高度な生産技術、経営管理の合理化による経営規模の拡大と新規就農者など幅広い農業者の経営改善を支援することにより、農業の振興及び農地の保全を図る。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>平成30年5月に「たかまつ農業ICT推進協議会」を設立し、農業者とICTベンダーとのマッチング交流会等を実施するとともに、「高松市農業ICTシステム導入活用事業」を開始し、農業経営にICTシステムを導入する者への支援を実施した。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、農業ICTシステム導入活用事業等を実施し、農業分野におけるICTの導入・活用を推進する。</li> </ul>	
	58	居住誘導区域外の土地利用の適正化	前期(2020年度までに着手するもの)	<p>郊外部への市街地の拡散に歯止めをかけ、様々な都市機能の集約拠点への集積を図り、持続可能なまちづくりを進めるため、郊外部の土地利用規制の見直しを平成23年12月に行った。</p> <p>今後、立地適正化計画で示される都市機能誘導区域内への都市機能の集約や居住誘導区域内への居住促進を図るため、郊外部への市街地拡散を抑制する土地利用規制の強化に向けた都市計画制度の内容検討を行う。</p>	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>特定用途制限地域における制限内容の見直し内容について都市計画手続きを行い、令和2年7月27日から施行した。また、関係各所に向けて制限内容の見直しについて周知を行った。</p> <p>○幹線沿道型 幹線沿道Ⅰ型 店舗等の許容面積 3,000m<sup>2</sup> ⇒ 変更なし 幹線沿道Ⅱ型 " 3,000m<sup>2</sup> ⇒ 1,500m<sup>2</sup> ○一般・環境保全型 " 1,500m<sup>2</sup> ⇒ 500m<sup>2</sup></p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後においても、制限内容の変更について、ホームページや窓口において周知を行っていく。</li> </ul>	
	59	居住誘導区域外の開発行為の適正化	前期(2020年度までに着手するもの)	<p>平成16年の線引き廃止以降、用途地域の縁辺部である用途白地地域（特に、多肥・林地地区）において、宅地開発が進み、子育て世代の増加による小・中学校の教室不足を始め、狭い道路における通行車両の増加・交通安全性の低下など、行政負担の増加や地域住環境の悪化が顕在化している。</p> <p>こうした中で、道路等の生活基盤が脆弱な箇所が多い用途白地地域については、これまでのように住宅の開発行為を許容することは、地域住環境の悪化が進むことから、立地適正化計画で居住誘導区域から除外した区域において、開発行為の抑制施策に関する検討を行う。</p>	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>令和元年7月25日に高松市開発指導要綱等を改正し、1年間の猶予期間を置いた上で、令和2年7月27日より施行し、基準等改正による駆け込み申請への対応を行った。</p> <p>令和2年4月1日に公共施設の入入れに関する要綱等を制定し、公共施設の入入れに関し、庁内における連携体制づくり及びHP掲載等による周知啓発を行った。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高松市開発指導要綱等改正（R2.7.27施行）後の、土地利用の状況等について、誘導施策に対する影響及び規制の効果等を検証するため、必要に応じ影響調査・資料の作成を行う。</li> <li>公共施設の入入れに関し、引き続き、庁内での受入体制の整備を行う。</li> </ul>	
	60	農地転用規制の厳格化	前期(2020年度までに着手するもの)	<p>郊外部の用途白地地域等である第1種・第2種農地の転用許可に係る審査において、「申請地に代えて農地以外の土地又は第3種農地で当該事業の目的が達成できるかどうか」という土地の代替性要件の審査をより厳格化し、居住誘導区域内の土地利用へ誘導する。</p> <p>また、農業振興地域制度に基づく高松農業振興地域整備計画を厳格に運用することにより、農用地利用計画の適正管理に努める。</p>	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>郊外部の用途白地地域等である第1種・第2種農地の転用許可に係る審査をより厳格化し、居住誘導区域内の土地利用へ誘導した。また、農業振興地域制度に基づく高松農業振興地域整備計画を厳格に運用し、農用地利用計画の適正管理に努めた。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、郊外部の用途白地地域等である第1種農地・第2種農地の転用許可に係る審査を厳格に行い、居住誘導区域内の土地利用に誘導する。</li> <li>高松農業振興地域整備計画を厳格に運用し、農用地利用計画の適正管理に努める。</li> </ul>	

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		61	優良農地確保対策事業	前期(2020年度までに着手するもの)	<p>郊外部の用途白地地域等において、耕作放棄地対策を強化するとともに、「人・農地プラン」の実質化に向けた「農地所有者の意向把握」と「集落での話し合い活動」を推進する。その上で、県農地機構との連携を強化し、農地の利用集積による優良農地の確保と有効利用を図る。</p> <p>高松農業振興地域整備計画の見直しにあたっては、立地適正化計画との整合性を考慮するとともに、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手農家の掘り起しに努める。</p>	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>郊外部の用途白地地域等における耕作放棄地対策を強化するとともに「人・農地プラン」の実質化を推進し、農地の利用集積と郊外部に存在する優良農地の確保と有効利用を図り、自然環境を保全した。</p> <p>また、高松農業振興地域整備計画を高松市立地適正化計画との整合性を考慮し改定したほか、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手の確保に努めた。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、郊外部に存在する優良農地の確保と有効利用を図り、自然環境を保全する。</li> <li>高松農業振興地域整備計画を厳格に運用し、農用地利用計画の適正管理に努めるとともに、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手農家の掘り起しに努める。</li> </ul>
<b>⑪市街地の有効活用</b>							
		62	まちなかへの定住促進	前期(2020年度までに着手するもの)	<p>日々の暮らしが徒歩圏内でまかなえるまちなか居住の環境を整える事業者への情報提供や助言・指導を通して定住人口の増加を促進する。国・県の動向を注視しながら、当該事業を実施しようとする事業者に対する情報提供や助言・指導等を実施する。</p> <p>また、まちなかでの共同住宅等の高度利用を図り、魅力ある居住空間を創出する。共同住宅等新築、及びリフォームに際し、1階部分を居住者や地域住民での共用スペース等として提供する場合に、2階以上の住宅の容積率の緩和を検討する。</p>	着手済	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>中心市街地（中心市街地活性化計画対象エリア）における、ホテルの立地動向等を調査し、容積率の緩和手法について検討を行った。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>分析結果を基に、関係課と協議を行い、容積率緩和施策についての内容を具体化していく予定である。</li> </ul>
<b>7.誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持</b>							
<b>⑫拠点との連携の確保</b>							
		63	地域と連携した移動手段の確保	前期(2020年度までに着手するもの)	<p>今後、急激に増加する高齢者等交通弱者の生活の足を確保し、持続可能な交通体系の構築を目指します。</p> <p>公共交通の空白地域や不便地域における交通弱者の移動手段となる路線について、地域の特性や利用者ニーズに見合った持続可能な交通体系の構築に、地域組織と協働して取り組みます。</p> <p>また、生活の基本的な活動に困難を来す方など、生活交通路線としての対応では不十分な方に対して、移動支援や、適切なサービスの提供ができるよう、生活支援の充実に向けて取り組みます。</p>	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>公共交通空白地域における移動手段の確保について、一定程度の利用者が見込める地域においては、市として、地域主体によるコミュニティ交通の導入への働き掛けを強化するため、導入を検討する協議会等が実施する試験運行に対し補助を行う制度を創設し、支援を実施した。</p> <p>また、利用の需要が見込めない、公共交通によるカバーが困難なエリアなどにおいては、セーフティネットとして、移動が困難な高齢者などに対する、移送支援サービスの在り方について、コミュニティ協議会等と連携しながら、各地区が実施する移動支援サービスの支援を行った。具体的には、国分寺北部校区福祉ネットワーク会議に参画し、買物同行支援サービスの運用に向けて、情報提供や専門機関との調整を行った。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一定程度の利用者が見込める地域においては、地域の方々と課題を共有し連携しながら、コミュニティバス導入に向けた検討事業や試験運行事業について支援を行う。</li> <li>需要が見込めない、公共交通によるカバーが困難なエリアなどにおいては、福祉の視点から、コミュニティ協議会や社会福祉協議会等と連携しながら、取組について支援を行う。</li> <li>移動支援については関係機関と協議し、引き続き検討していく。</li> </ul>
		64	移動販売参入助成事業	前期(2020年度までに着手するもの)	<p>今後、急激に増加する高齢者等の生活を支援するため、移動販売業者の参入を促します。</p>	事業廃止	

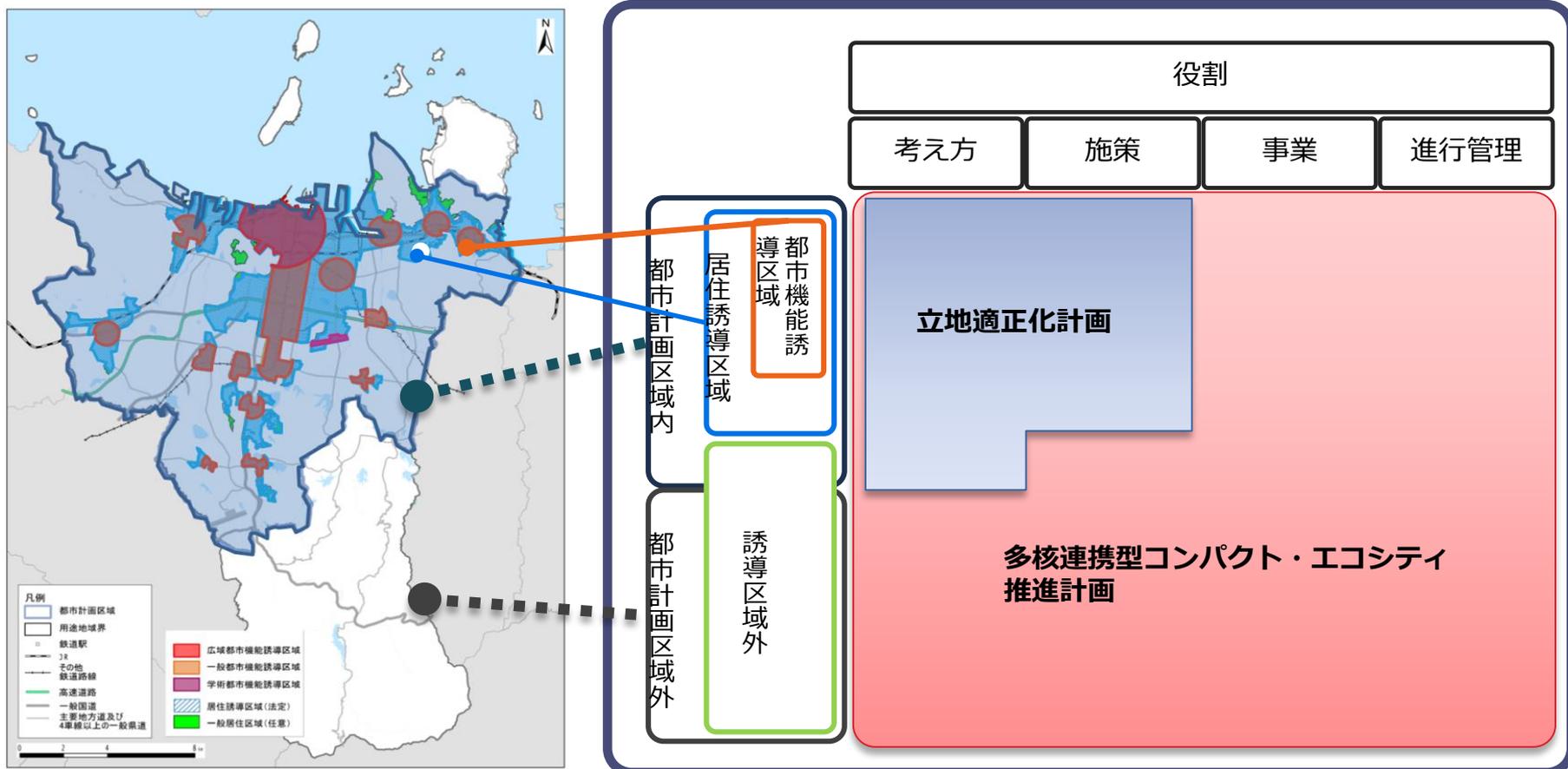
方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
⑬豊かな自然と調和した生活環境の維持							
		65	地域おこし協力隊の有効活用	前期(2020年度までに着手するもの)	人口減少により地域力が低下している山間部や島しょ部において、地域力の維持や活性化に資するため、都市地域等からの人材を積極的に誘致し、「地域おこし協力隊」を配置する。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>令和2年6月に本庁隊員隊員が、7月に塩江地区隊員が3年間の任期を満了し、退任。起業・定住した。各隊員の活動内容は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁隊員（退任隊員） Web媒体を使った観光・地域及び市内各隊員に関する情報発信</li> <li>・塩江地区隊員① 地域住民とのワークショップを通じたお土産物の開発・販売活動、地域住民と協力した特産品の栽培 等</li> <li>・塩江地区隊員②（退任隊員） ハーブ園の造園・オイル抽出実験による商品化事業、現代サーカス集団との協働事業、ガソリンカー復元事業、地域住民と協力した特産品の栽培 等（退任隊員）</li> <li>・女木地区隊員 地域の交流施設の建物及び周辺のアートデザイン、休耕地を活用した共同農園の運営 等</li> <li>・男木地区隊員 男木島の文化・歴史を伝えるガイドブック「瀬戸内Open air museum」の出版を通じた情報発信 等</li> </ul> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2名の隊員（女木及び塩江地区）が3年間の任期を満了するため、起業・定住に向けた援助と、起業・定住後のサポートに努めるとともに、残る男木地区隊員についても、円滑な協力隊活動に取り組むことができるよう、引き続き行政としてサポートを行う。</li> <li>・また、各隊員の活動内容等について、行政から情報発信を行うことで、地域おこし協力隊の認知度向上に努める。</li> </ul>
		66	小さな拠点づくりの推進	中後期(2021年度以降に着手するもの)	地域住民の活動・交流拠点の強化や、行政サービス機能の集約・確保、周辺との交通ネットワークの形成等により利便性の高い地域づくりを図る。	令和3年度以降着手	
		36	生涯活躍のまちづくりの推進【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	中高年齢者の希望に応じた暮らしの実現や地域住民の多世代交流を促進するため、移住者を含めた地域住民が主体となり本市の特性や強みを生かした地域づくりを目指す、「生涯活躍のまち」の理念を反映したまちづくりを推進する。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>平成31年3月に策定した「高松版生涯活躍のまち構想」に基づき、男木、仏生山、十河、牟礼地区の4地区でワークショップを開催し、地域課題の解決や地域の活性化等を踏まえた生涯活躍のまちの取組を検討した。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークショップを開催した4地区での取組状況等を全地域コミュニティ協議会に報告する機会を設け、市民の生涯活躍のまちづくりの意識醸成に努め、全市展開を図る。</li> </ul>
		37	地域まちづくり交付金【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	地域コミュニティ協議会が主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との協働によるまちづくりを推進するため、地域の各種事業・団体に対して交付していた補助金等を一元化し、地域コミュニティ協議会が、コミュニティプランに基づき、裁量権をもって執行できる補助金として、地域コミュニティ協議会に対し、一括交付する。	実施済（継続分）	<p>【令和2年度までの取組】</p> <p>市内全域を網羅する形で、44の地域コミュニティ協議会に対して交付金を交付し、地域におけるまちづくり活動の活性化に寄与している。</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、交付金が有効に活用されているか聞き取りを行ったり、検査等を実施して検証作業を行っていく。</li> </ul>

方針	施策	No.	事業名	期間区分	事業内容	進捗状況	備考（進捗状況の具体的な内容）
		25	老朽危険空き家対策事業【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	地域の住環境の向上を図るため、老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進していく。 より多くの方々に補助制度を利用していただくため、補助率や限度額など、一定の予算枠の範囲内で、補助内容について見直しを検討するとともに、特定空家等に対しては、特措法に定める措置を適正に講じていく。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 老朽化して倒壊などのおそれのある空き家に対し、平成28年度から除却費用の一部を補助する事業を実施しており、一定の予算枠の範囲内で、より多くの方々に補助制度を利用していただけるよう、令和元年度において、補助率や限度額など、補助内容の見直しを行った。  【今後の予定】 ・今後においても、補助利用者に対するアンケート調査の結果等も踏まえながら、適宜、補助内容の見直しを行うなどして、補助事業の実効性を高める。 ・また、特定空家等に対しては、特措法に定める措置を適正に講じていく。
		40	空き家利活用の推進【再掲】	中後期(2021年度以降に着手するもの)	寄合スペース、図書館、観光によるコミュニティ形成等を目的とした空き家利活用の推進を検討する。	令和3年度以降着手	
		41	生活支援・介護予防サービス提供体制構築事業【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	本市で平成28年10月から実施している総合事業における、住民主体によるサービスの提供体制を構築し、支え合いの地域づくりを推進する。 住民主体によるサービスの提供体制を構築するため、生活支援コーディネーターを配置し、市内44カ所の地域コミュニティ協議会単位で、地域福祉ネットワーク会議の立上・運営の支援や、地域のニーズや課題の把握、住民主体による地域課題の解決に向けた取組等への支援を行う。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 総合事業における住民主体によるサービスは、平成28年10月から実施し、令和2年度末には合計で26地区（訪問型24カ所、通所型7カ所）で提供されている。  【今後の予定】 ・今後も、地域福祉ネットワーク会議設置済みの42地区では、地域住民による地域の課題解決に向けた取組を推進するとともに、未設置の2地区においても、多方面からアプローチして、地域福祉ネットワーク会議の設置を促していく。
		56	学校施設の長寿命化【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	「高松市公共施設等総合管理計画」における個別施設計画の位置付けとして、「高松市学校施設長寿命化計画」を策定した。今後、この計画に基づき計画的に学校施設の長寿命化を図ることにより、トータルコストの縮減と平準化を図りながら、学校別の整備の方向性を整理する。 また、施設の集約化・複合化等についても今後、検討する。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 香南小学校改築事業において、小学校施設を香南中学校の敷地に建設することで、施設の集約化とする基本設計をまとめた。  【今後の予定】 ・令和4年度中に「高松市学校施設長寿命化計画」の計画の変更を策定予定
		61	優良農地確保対策事業【再掲】	前期(2020年度までに着手するもの)	郊外部の用途白地地域等において、耕作放棄地対策を強化するとともに農地の利用集積を推進し、郊外部に存在する優良農地の確保と有効利用を図り、自然環境を保全する。 高松農業振興地域整備計画の見直しにあたっては、立地適正化計画との整合性を考慮するとともに、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手農家の掘り起しに努める。	実施済（継続分）	【令和2年度までの取組】 郊外部の用途白地地域等における耕作放棄地対策を強化するとともに「人・農地プラン」の実質化を推進し、農地の利用集積と郊外部に存在する優良農地の確保と有効利用を図り、自然環境を保全した。 また、高松農業振興地域整備計画を高松市立地適正化計画との整合性を考慮し改定したほか、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手の確保に努めた。  【今後の予定】 ・引き続き、郊外部に存在する優良農地の確保と有効利用を図り、自然環境を保全する。 ・高松農業振興地域整備計画を厳格に運用し、農用地利用計画の適正管理に努めるとともに、荒廃農地等の再生利用については、荒廃農地等を引き受けて作物生産を再開する担い手農家の掘り起しに努める。

# 推進計画と立地適正化計画の位置付け

## ◎ 高松市立地適正化計画

- ・ 誘導区域への都市機能の集積と居住の誘導を図り、持続可能なまちづくりとして「多核連携型コンパクト・エコシティ」の実現を後押しする。
- ・ 多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画は市内全域を対象とし、立地適正化計画は都市計画区域内を対象とする。



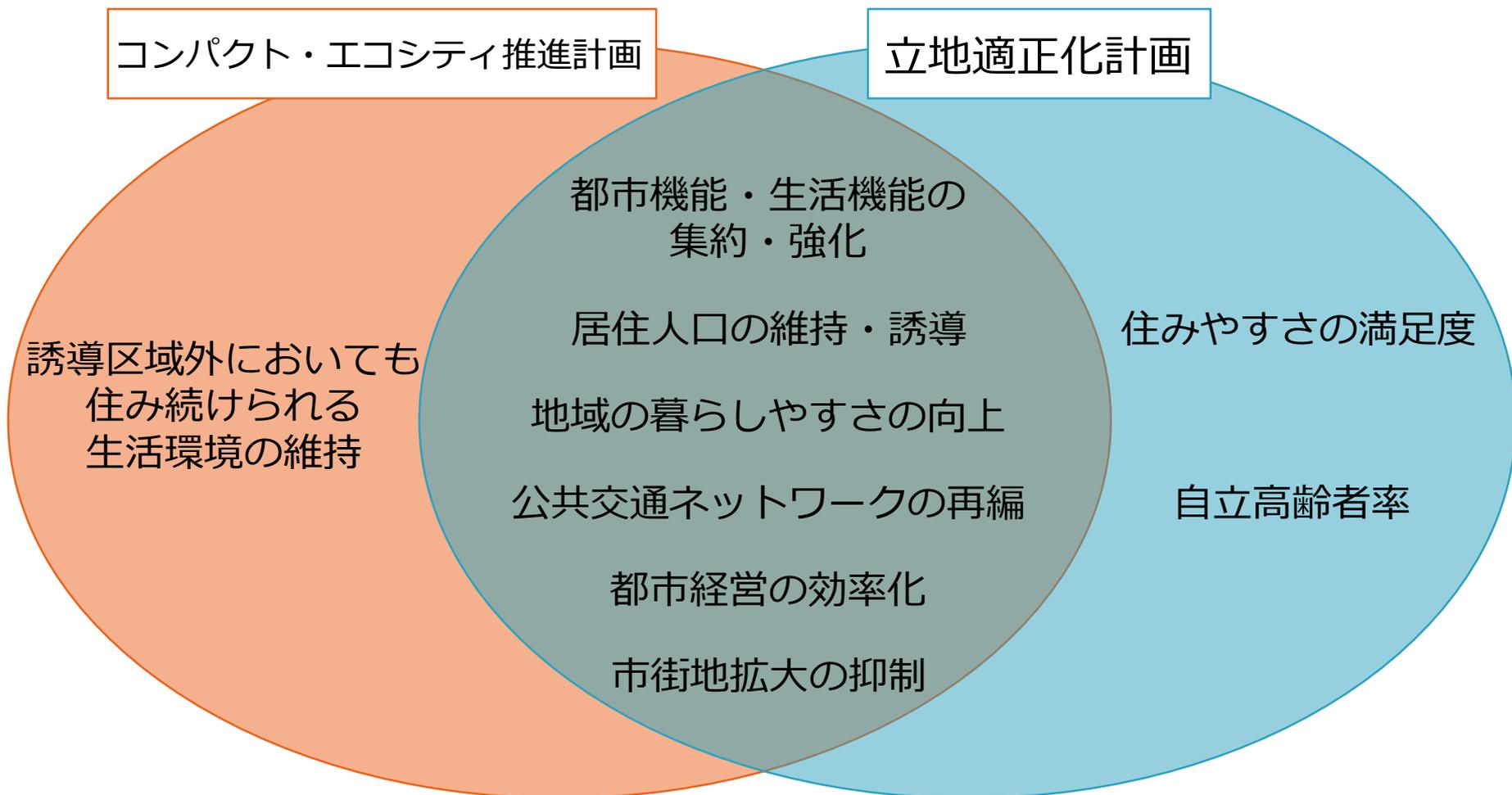
# 計画の推進に向けて

## ◎ 評価指標と目標値

計画の適切な進行管理のために、評価指標及び目標値を設定

⇒ コンパクト・エコシティ推進計画：7項目 立地適正化計画：8項目

(うち、共通項目：6項目)



多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画 及び 高松市立地適正化計画  
評価指標及び目標値

	施策の方針	施策	指標名	指標の説明	現状値				目標値(2028)
					2016	2018	2019	2020	
1	都市機能・生活機能の集約・強化	都市機能の誘導や高質化	都市機能誘導区域内の誘導施設の立地率 (%)	(現状) 誘導施設の種類 / (全体) 誘導施設の種類の割合	84.0% (H28)	84.0% (H30末)	84.0% (R1)	84.0% (R2)	100% (H40)
		中心市街地の魅力の強化	中央商店街の歩行者通行量 (人)	中央商店街の歩行者通行量 (休日、15地点)	130,566人 (H28)	128,854人 (H30)	134,083人 (R1)	106,921人 (R2)	133,000人 (H40)
2	居住人口の維持・誘導 (居住誘導に関する直接的な施策)	定住人口の維持・誘導	居住誘導区域内の人口密度 (人/ha)	居住誘導区域内の人口密度	46.4人/ha (H28)	46.0人/ha (H30)	45.8人/ha (R1)	45.3人/ha (R2)	人口減少化においても、現状維持 (46.4人/ha) (H40)
		選ばれる地域づくりの推進	居住誘導区域内の社会増 (人)	居住誘導区域内の1年間の(転入-転出)人口(市内間の転居含む)	△502人 (H28)	△1322人 (H30)	△524人 (R1)	△580人 (R2)	700人 (H40)
3	地域の暮らしやすさの向上 (居住誘導区域内での取組)	良好な居住環境の創出	居住誘導区域内からの転居及び転出率 (%)	居住誘導区域内の人口のうち、区域内からの転居及び転出人口の割合	4.61% (H28)	5.03% (H30)	5.11% (R1)	4.67% (R2)	4.40% (H40)
		人との繋がりのある地域づくりの推進	住民主体によるサービスを提供している地区の割合(%)	地域福祉ネットワーク会議が設置され、かつ、住民主体によるサービスB(訪問型又は通所型)を提供している地区の割合	13.6% (H29.10)	45.5% (H30末)	56.8% (R1末)	59.1% (R2末)	100% (H40)
4	公共交通ネットワークの再編	持続可能な公共交通ネットワークの再構築	交通結節点におけるバス路線の結節数(都心部を除く)(路線)	交通結節拠点となる鉄道駅に、結節させるバス路線総数(都心部を除く)	3路線 (H28)	6路線 (H30)	6路線 (R1)	5路線 (R2)	18路線 (H40)
		公共交通の利便性の向上	公共交通機関利用率 (%)	本市の人口のうち、公共交通機関利用者数の割合	14.7% (H28)	15.0% (H29)	15.2% (H30)	15.3% (R1)	17.3% (H40)
5	都市経営の効率化	効率的で効果的な行財政運営の推進	行政組織再編後の総合センター窓口事務量増加率 (%)	総合センター移行前から移行後の窓口事務量(所要時間)増加率	112.5% (H29) (H29.2~7の数値)	111.6% (H30) (H30.2~7の数値)	115.3% (R1) (H31.2~R1.7の数値)	117.0 (R2) (R2.2~7の数値)	133.8% (H40)
6	市街地拡大の抑制	土地利用の適正化	居住誘導区域外の開発許可面積比率 (%)	都市計画区域内における居住誘導区域外の面積のうち、開発許可面積の割合	0.18% (H28)	0.28% (H30)	0.27% (R1)	0.24% (R2)	0.07% (H40)
		市街地の有効活用	中心市街地の居住人口の割合 (%)	中心市街地活性化エリア内の人口の割合	4.8% (H28)	4.8% (H30)	4.7% (R1)	4.8% (R2)	5.1% (H40)
7	誘導区域外においても住み続けられる生活環境の維持	拠点との連携の確保	地域と連携したコミュニティバスの路線数	地域と連携したコミュニティバスの路線数	1路線	1路線	2路線	2路線	8路線
		豊かな自然と調和した生活環境の維持	農地中間管理事業等による担い手への農地集積率	市内耕地面積のうち、農業の担い手(認定農業者、集落営農組織など)が耕作する面積の割合	20.6% (H28)	23.1% (H30)	24.3% (R1)	25.7% (R2)	40.0% (H40)
立地適正化計画における目標達成により期待される効果			住みやすさの満足度	市民満足度調査 (居住年数10年未満の住みよい、まあまあ住みよいの割合)	82.0% (H28)	76.0% (H30)	66.3% (R1)	81.1% (R2)	86.4% (H40)
			自立高齢者率	介護・支援を必要としていない65歳以上の高齢者の割合	79.1% (H28)	79.3% (H29)	78.8% (H30)	78.7% (R1)	73.9%※ (H40)

※自立高齢者率は、第6期高松市高齢者保健福祉計画にて、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成37年度の目標値を算出しており、本計画においてはその目標値を40年度の目標値として設定することとします。